

議第140号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

権利放棄につき議決を求めることについて

県内医療機関等に就職した者に係る滋賀県リハビリテーション専門職員修学資金貸付金の返還を免除することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|--------------------------|------------|
| 1 | 貸付けの相手方 | 8人 |
| 2 | 金 額 | 4,752,000円 |

（参 考）

432,000円× 5人＝ 2,160,000円

864,000円× 3人＝ 2,592,000円